様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

（実施機関）　　　　　　　様

　　　　　　　　　（開示請求者）

（ふりがな）

氏　　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

住所又は居所

〒－

恵那市保有死者情報開示請求書

恵那市死者の情報の取扱いに関する条例第８条の規定に基づき、下記のとおり保有死者情報の開示を請求します。

記

１　開示を請求する保有死者情報（具体的に特定してください。）

|  |
| --- |
| 死者の氏名及び住所 |
| 公文書の名称 |

２　請求の目的

３　求める開示の実施方法等について、ア又はイに○印を付してください。

|  |
| --- |
| ア　事務所における開示の実施を希望する。  ＜実施の方法＞　□閲覧　　□写しの交付  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  イ　写しの送付を希望する。 |

４　開示請求を行う本人確認等

|  |
| --- |
| ア　開示請求者　①　親権者　②　配偶者　③　相続人（①、②以外）  （○を付ける）　④　法定代理人（①、②、③の親権者、成年後見人等の代理人）  ⑤　任意代理人（①、②、③の代理人） |
| イ　開示請求者本人確認書類  □運転免許証  □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※　請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 |
| ウ　開示請求の対象となる死者の相続人等の状況（法定代理人又は任意代理人が相続人等の代理として請求する場合にのみ記載してください。）　※（ア）は○を付ける。  （ア）　相続人等の状況　　　　未成年者、成年被後見人、その他（　　　　　　　　　）  （イ）　相続人等の氏名  （ウ）　本人の住所又は居所 |
| エ　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  請求資格確認書類 　　□戸籍謄本 　□登記事項証明書　　□その他（　　　　　） |
| オ　任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。  請求資格確認書類 　　□委任状 　　□その他（　　　　　） |

（裏面）

（説明事項）

１　「氏名」、「住所又は居所」

開示請求しようとする本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

２　「開示を請求する保有死者情報」

開示を請求する保有死者情報が記録されている公文書等の名称など、開示請求する保有死者情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

３　「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日又は写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は実施機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有死者情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

４　開示請求しようとする本人確認書類等

（１）　来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）。ただし、個人番号通知カードは不可とする。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受けるときまで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

（２）　送付による開示請求の場合

保有死者情報の開示請求書を送付して保有死者情報の開示請求をする場合には、（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

この場合において、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しは、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

（３）　代理人による開示請求の場合

「開示請求の対象となる死者の相続人等の状況」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有死者情報を開示請求できる方（委任元等をいいます。）として対象とされているの状況、氏名及びその住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

様式第２号（第４条関係）

委　　任　　状

（代理人）住　　　　　所

氏　　　　　名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

　保有死者情報の開示請求に係る一切の権限

　　　　　　年　　月　　日

（委任者）住　　　　　所

氏　　　　　名

（署名又は記名押印）

連絡先電話番号

（注）　提出に当たっては、以下のいずれかの取扱いをしてください。

①　委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。

②　委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可とする。）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。